

投票の流れ

通常の投票（選挙当日）

○投票日

選挙の当日のみ（期日前投票や不在者投票などの例外は除く。）

○投票場所

選挙管理委員会が指定した投票所（市内28箇所）

○投票時間

午前7時から午後8時（五名地区の第18投票区については午後7時まで）

○代理投票

心身の故障などにより、自ら投票用紙に候補者の氏名を記載することができない場合、代理投票（選挙人に代わって投票所の事務に従事しているものが代筆します。）ができますので、受付でその旨を申し出て下さい。

○流れ

- ①有権者宅へ、入場券を郵送します
- ↓
- ②入場券を持参し、指定された投票所へ
- ↓
- ③受付で選挙人名簿との対照
- ↓
- ④投票用紙の交付
- ↓
- ⑤投票

期日前投票

選挙の当日、次の事由のいずれかに該当すると見込まれる場合、期日前投票をすることができます。

- ・ 仕事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭等に従事
- ・ 上記以外の用事、事故等で投票区域の外に外出、旅行、滞在
- ・ 疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難、刑事施設等に収容
- ・ 交通至難の島等に居住、滞在
- ・ 住所移転のため、東かがわ市以外に居住
- ・ 天災または悪天候

○投票日

選挙期日の公示又は告示の翌日から選挙期日の前日

○投票場所

東かがわ市役所 1階 ロビー

○投票時間

午前8時30分から午後8時

○代理投票

心身の故障などにより、自ら投票用紙に候補者の氏名を記載することができない場合、代理投票（選挙人に代わって投票所の事務に従事しているものが代筆します。）ができますので、受付でその旨を申し出て下さい。

○流れ

- ①期日前投票所で宣誓書を記載
↓
- ②受付で入場券と宣誓書を提出
↓
- ③選挙人名簿との対照
↓
- ④投票用紙の交付
↓
- ⑤投票

不在者投票

選挙期間中、仕事や旅行などで東かがわ市以外の市区町村に滞在している方や指定された病院、老人ホーム等に入院、入所されている方は不在者投票をすることができます。

① 東かがわ市以外の市区町村の選挙管理委員会で行う不在者投票

仕事や旅行などにより、選挙期間中に東かがわ市以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票することができます。

○流れ

①投票用紙等請求書兼宣誓書に必要事項を自筆で記入

↓

②直接又は郵送により東かがわ市選挙管理委員会に送付

↓

③東かがわ市選挙管理委員会から請求者に不在者投票用の投票用紙等を送付

↓

④送付された不在者投票用の投票用紙等を滞在先の選挙管理委員会に持参し、投票

↓

⑤投票済みの投票用紙を滞在先の選挙管理委員会から東かがわ市選挙管理委員会に送付

※ 送付された不在者投票用の投票用紙等の中には、**開封してしまうと投票が無効になってしまうものがありますので、ご注意ください。**

また、郵送等に日数を要しますので、手続きは早めをお願いします。

② 指定病院及び老人ホーム等で行う不在者投票

都道府県の選挙管理委員会の指定を受けた病院又は老人ホーム等に入院、入所している方は、その施設内で投票することができます。

○流れ

(直接請求の場合)

①投票用紙等請求書兼宣誓書に必要事項を自筆で記入

↓

②直接又は郵送により東かがわ市選挙管理委員会に送付

↓

③東かがわ市選挙管理委員会から請求者に不在者投票用の投票用紙等を送付

↓

④送付された不在者投票用の投票用紙等を不在者投票管理者（施設の長）に持参し、投票

↓

⑤投票済みの投票用紙を不在者投票管理者（施設の長）から東かがわ市選挙管理委員会に送付

(代理請求の場合)

①不在者投票管理者（施設の長）に投票したい旨を依頼

↓

②不在者投票管理者（施設の長）から東かがわ市選挙管理委員会に代理で不在者投票用の投票用紙等を請求

↓

③東かがわ市選挙管理委員会から不在者投票管理者（施設の長）に不在者投票用の投票用紙等を交付

↓

④不在者投票管理者（施設の長）が管理する場所で投票

↓

⑤投票済みの投票用紙を不在者投票管理者（施設の長）から東かがわ市選挙管理委員会に送付

③-1 郵便等で行う不在者投票

下記の表に該当するような身体に重度の障がいがある方は、郵便による不在者投票をすることができますが、事前に**郵便等投票証明書**の交付を受けておく必要があります。

身体障害者手帳			
障がい名	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○
免疫、肝臓の障がい	○	○	○

戦傷病者手帳				
障がい名	障がいの程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障がい	○	○	○	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	
要介護状態区分	要介護 5

○郵便等投票証明書の交付を受ける方法

①東かがわ市選挙管理委員会に郵便等投票証明書交付申請書と上記の表に該当することを証明できるものを添えて申請



②東かがわ市選挙管理委員会で該当するか審査



③該当すると認めた場合、東かがわ市選挙管理委員会から郵便等投票証明書を郵便で交付

○流れ

①本人が署名した不在者投票用の投票用紙等の請求書に郵便等投票証明書を添えて、東かがわ市選挙管理委員会に請求

↓

②東かがわ市選挙管理委員会から不在者投票用の投票用紙等を郵便で送付

↓

③投票用紙に候補者等を記載後、内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に必要事項を記載し、必ず郵便で東かがわ市選挙管理委員会に送付

※ 投票用紙等の請求は、選挙の期日前4日までとなっていますので、手続きは早めにお願
いします。

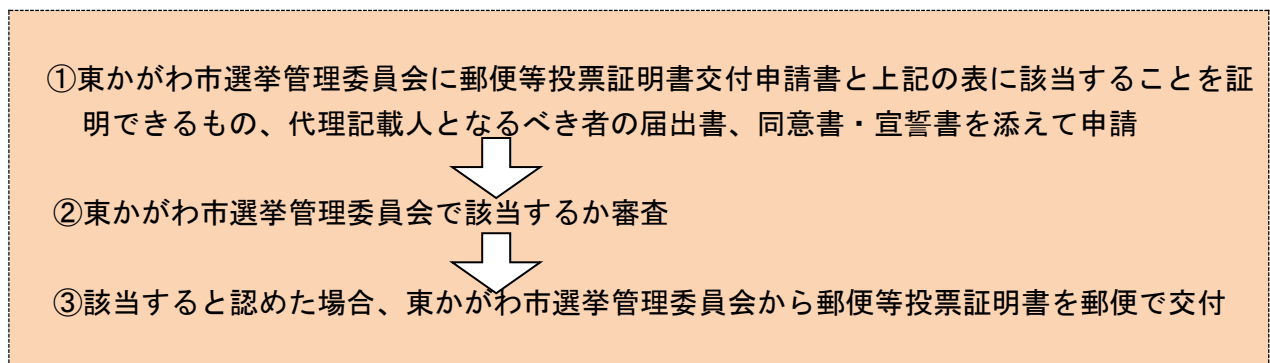
③-2 郵便等で行う不在者投票における代理記載制度

下記の表に該当するような身体に重度の障がいがある方は、郵便かつ自ら投票の記載をすることができない方として代理記載にて不在者投票をすることができますが、事前に代理記載制度の対象者として登録し、郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。

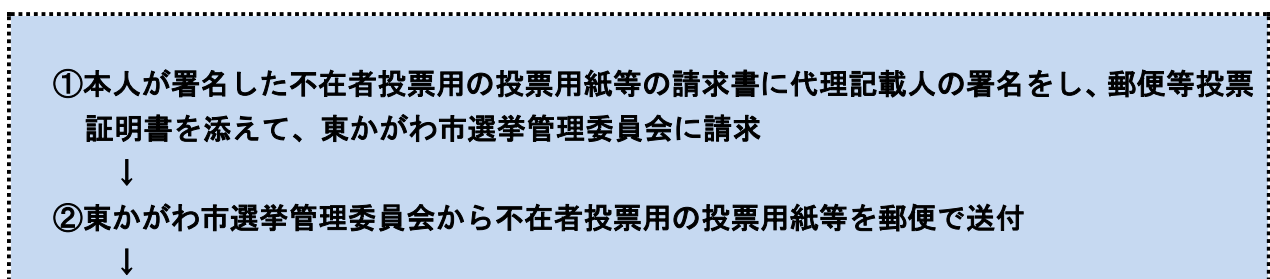
身体障害者手帳	
障がい名	障がいの程度
	1級
上肢、視覚の障害	○

戦傷病者手帳			
障がい名	障がいの程度		
	特別項症	第1項症	第2項症
上肢、視覚の障害	○	○	○

○郵便等投票証明書の交付を受ける方法



○流れ



③投票用紙に代理記載人が選挙人の指示する候補者等を記載後、内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に必要事項を記載し、必ず郵便で東かがわ市選挙管理委員会に送付

※ 投票用紙等の請求は、選挙の期日前4日までとなっていますので、手続きは早めにお願
いします。

④ その他の不在者投票

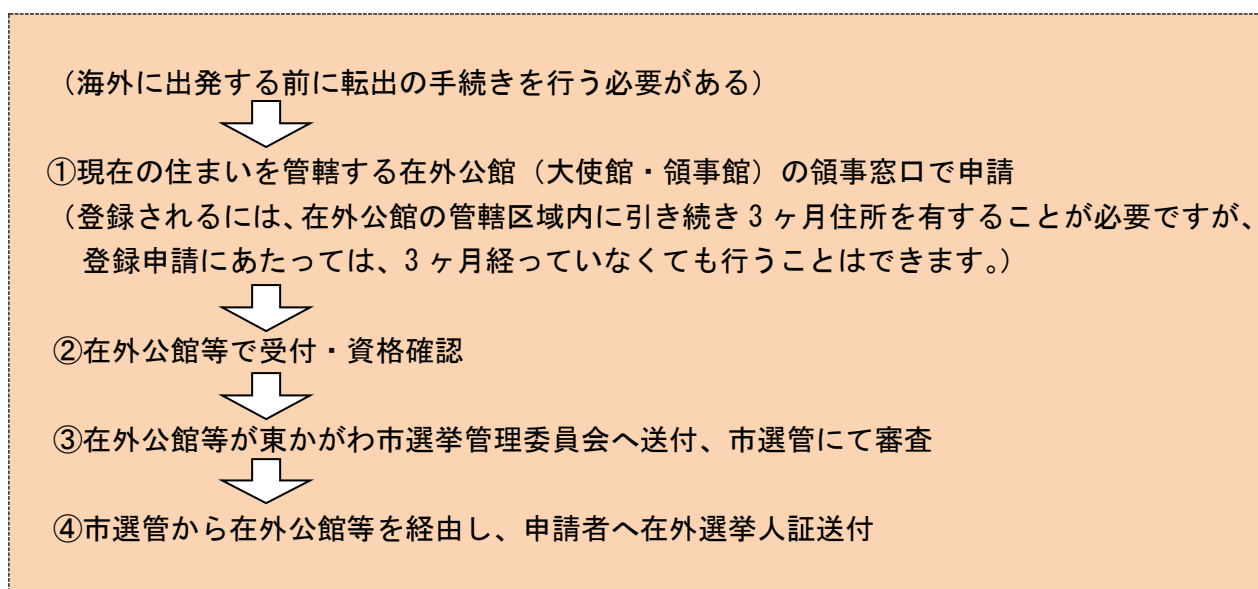
他に、法律により国外に派遣される選挙人が国外で行う場合や遠洋区域を航行区域とする船舶に乗って航海する船員が行う場合、国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織に属する選挙人が行う場合なども不在者投票することができます。

在外投票

仕事や留学などで海外に住んでいる方が、外国にしながら国政選挙に投票できる制度です。在外投票ができるのは、日本国籍を持つ18歳以上の有権者で、引き続き3ヶ月以上その方の住所を管轄する日本大使館や総領事館の管轄区域内に住んでおり、在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を持っている方です。

投票の方法は、在外公館での投票、郵便等で投票、日本国内での投票があります。

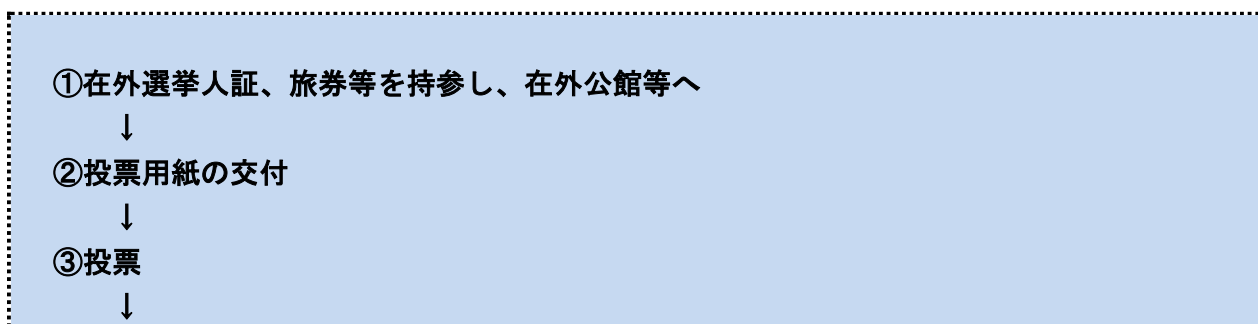
○在外選挙人名簿への登録申請



① 在外公館投票

在外選挙人が、在外公館等へ自ら出向いて投票する方法です。

○流れ



④在外公館等から外務省を経由し、市選管に投票用紙の送付

② 郵便等投票

在外選挙人が、あらかじめ登録地の市選管に投票用紙を交付請求し、自宅に送付された投票用紙等に記入し、再度市選管に郵送し、投票する方法です。

○流れ

①在外選挙人が、あらかじめ東かがわ市選挙管理委員会に在外選挙人証を同封し、投票用紙を交付請求



②東かがわ市選挙管理委員会から在外選挙人証を同封し、在外投票用の投票用紙等を返送



③投票用紙に候補者等を記載後、東かがわ市選挙管理委員会に送付

③ 日本国内における投票

在外選挙人が、一時帰国している場合等に国内にて投票する方法です。

○流れ

①在外選挙人証を持参し、投票所へ



②投票用紙の交付



③投票